

第3次

まつやま子ども読書活動推進計画

(平成28～32年度)

～広げよう 読書のカ 育もう 豊かな感性～



平成28年3月

松山市

はじめに

松山市では、これまで「子ども読書活動の推進に関する法律」により子どもの読書活動に関する施策を計画的に進めるための「まつやま子ども読書推進計画」を策定し、ボランティアの方々や市民の皆さんと様々な活動をしてきました。

この10年間、「第1次・第2次まつやま子ども読書活動推進計画」に基づき、皆さんと一緒に子どもの読書活動のための土を作り、種をまき、それがようやく芽吹いてきました。目には見えませんが、子どもたちの心には『読書』という「豊かな人生を送るための種」がしっかりと根を張ろうとしています。

そして、これからの5年間で、子どもたちの心に育った小さな苗をしっかりと育てるため、新たに「第3次まつやま子ども読書活動推進計画」を策定します。

子どもを取り巻くいろいろな社会情勢の中で、家庭・地域・ボランティア団体・行政が一体となり、積極的に子どもと本を結び、子どもの読書を支える人を育てることで、これからの未来を担う子どもたちが「笑顔」になり、「幸せ」を実感できるまちを皆さんと一緒に作り上げていきたいと考えています。

今後とも、子ども読書活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年2月

松山市長 野志 克仁

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 子どもの読書活動	
① ふれあいの読書期（乳幼児の読書活動の推進）	
② ひろがりの読書期（児童の読書活動の推進）	
③ ふかまりの読書期（中高生などの読書活動の推進）	
第2節 計画策定の経緯	
第3節 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化	
第2章 第2次計画期間における取り組み・成果と課題	5
第1節 第2次計画期間の成果と課題	
① 家庭	
② ボランティア	
③ 保健所	
④ 児童館・児童センター	
⑤ 幼稚園・保育所等	
⑥ 小学校・中学校	
⑦ 公民館	
⑧ 市立図書館	
第2節 数値目標達成状況	
第3章 第3次まつやま子ども読書活動推進計画	21
第1節 基本方針	
① 目標	
② 基本方針	
③ 期間	
④ 対象	
⑤ 推進の主体	
第2節 数値目標	

第3節 子どもの読書活動推進のための方策

- ① 子ども読書の啓発活動
- ② 家庭・地域・学校などの連携・協力体制の確立
- ③ 連携による図書の有効活用
- ④ 障がいのある子どもたちのために
- ⑤ 家庭
- ⑥ ボランティア
- ⑦ 保健所
- ⑧ 児童館・児童センター
- ⑨ 幼稚園・保育所等
- ⑩ 小学校・中学校
- ⑪ 公民館
- ⑫ 市立図書館

参考資料 37

1. 地域の子どもたちに図書を貸し出している施設
2. 子どもの読書活動の推進に関する法律
3. 文字・活字文化振興法
4. 「まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議」設置要領



第1章 計画の策定にあたって

第1節 子どもの読書活動

「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。

(『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』より(文部科学省))

子どもの読書活動は、単に知識の習得だけではありません。今回の東日本大震災で、被災地の多くの子どもたちが不安を抱える中、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、子どもの読書の必要性が再認識されています。

このように、読書が常に生活の一部としてあることの楽しさを、子どもたちに伝え、自ら読書活動を行っていくことができるよう、読書環境を整え、支援を行っていくことはきわめて大切なことです。

しかし「子どもの読書活動」と言ってもひと括りにはできません。そこで松山市では、読書の成熟度にあわせて、子どもの読書を3つの読書期に分け、官民一体となり様々な取り組みを行っています。

① ふれあいの読書期 (乳幼児の読書活動の推進)

この時期の子どもたちにとって、身近な大人たちと関わりなくして本と出合う喜びを知ることはきわめて困難です。幼い時から大人の膝の上で絵本を繰り返し読んでもらい、読み手の大人と楽しさを共有・共感するところから生涯に渡る読書がはじまります。子どもは大好きな人が自分のために本を読んでもくれることがとてもうれしいものです。まだ言葉や絵を認識できない子どもも、読み手の声や表情を通して多くのメッセージを受け取り、喜びを共有します。

② ひろがりの読書期 (児童の読書活動の推進)

児童は、友達や身近にいる人たちとの関わり合いから、人間関係づくりを学んでいきます。読書を通して人間関係の複雑さや、人にはそれぞれ個性があること、自分と人との物事の受け止め方に違いがあることなどにも気づくようになります。

小学校に上がると、学習のために本を読み、史実の面白さに目覚める、物語

に感動するなど、次第に読書の幅が広がってきます。読書を通して知識や情報を得るとともに、世界の広さや歴史の奥深さ、社会の多様性、世の中の複雑さなどにも気づくようになります。

一方、小学校高学年にもなると興味の向く範囲が広がり読書離れも生じてきます。たくさんの中から、自分の求める本を選び出すのは大変なことです。この時期に、一人ひとりに合った本を手渡したり、本を選ぶにあたって助言を与えたりするなど、子どもが自分自身で本を選ぶ力を身につけられるように、家庭と学校等が密接に連携した支援が必要です。

③ ふかまりの読書期（中高生などの読書活動の推進）

この世代の子どもたちは、目的意識をもって読書活動に取り組めるようになるとともに、様々な事柄に、より強く興味や関心を持ち、趣味としても読書を楽しめるようになります。また、日常的な行動範囲も広がり、自らが本を選択して利用するようになります。

一方で、勉学やスポーツ、習い事等、活動範囲が多様化し、携帯機器やインターネットなどの情報通信機器もより身近になるため、読書離れがさらに進み、「読む子」と「読まない子」にはっきりと分かれてきます。

いったん読書から離れてしまった中高生に、本を読む楽しみを再認識してもらうためには、「読ませたい」本ではなく、「読んでよかった」と思ってもらえる本を紹介するなどの地道な支援が必要となります。

また、読む子に対しては、さらに読書の奥深さを知ってもらうために、環境を整備し、新たな本の世界へ誘う支援が必要となります。



第2節 計画策定の経緯

国（文部科学省）は平成13年に『子どもの読書活動の推進に関する法律』を制定し、翌年には『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成15～19年度）』を閣議決定しました。その後、『文字・活字文化振興法』の施行や『教育基本法の改正』、『社会教育法、図書館法改正』などにより、子どもの読書活動推進に関連する法整備が進められ、それまでの成果や課題を整理・検討したうえで第二次計画・第三次計画を策定・公表しました。

地方公共団体でも『子どもの読書活動の推進に関する法律』第9条において、子ども読書活動推進計画の策定に努めることとなっています。

愛媛県でも『愛媛県子ども読書活動推進計画』を策定しています。

松山市では、国と愛媛県の計画を基本とした『第2次まつやま子ども読書活動推進計画』で平成23年度から5年間を計画期間として、子どもの読書活動の推進に取り組んでおり、成果や課題などを整理・検証し、国や県の新たな計画を踏まえ、環境整備・支援の継続・拡充を目指して、新たな『第3次まつやま子ども読書活動推進計画』（平成28～32年度）を策定いたします。

子どもの読書、図書館関連法令等	
平成9年	学校図書館法改正
平成12年	子ども読書年 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準
平成13年	子どもの読書活動推進に関する法律 制定
平成14年	国 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次 平成15～19年度）
平成16年	愛媛県 子ども読書活動推進計画（第1次 平成16～20年度）
平成17年	文字・活字文化振興法 まつやま子ども読書活動推進計画（第1次 平成18～22年度）
平成18年	教育基本法改正
平成20年	社会教育法、図書館法改正 国 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次 平成20～24年度）
平成21年	愛媛県 子ども読書活動推進計画（第2次 平成21～25年度）
平成22年	国民読書年
平成23年	まつやま子ども読書活動推進計画（第2次 平成23～27年度） 新学習指導要領全面実施（平成23～25年度）
平成24年	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正
平成25年	国 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (第三次 平成25～29年度)
平成26年	愛媛県 子ども読書活動推進計画（第3次 平成26～30年度）

第3節 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

近年子どもの読書活動を取り巻く環境はますます大きく変化しており、その実態を考慮する必要があります。

① 情報通信技術の発達

デジタル情報へのアクセスも簡単になり、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。デジタル情報の利便性が向上した反面、家庭でSNSやインターネット等を利用する時間が増えたことによる、子どもの読書離れが懸念されています。また電子書籍など新しい読書形態も誕生しました。

② 家庭による読書環境の格差の広がり

ライフスタイル・家族の形態・保護者の価値観にも変化が生じ、子どもの本がない家庭が増えています。

③ 中学生・高校生の急速な読書離れ

就学が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていません。



第2章 第2次計画期間における取り組み・成果と課題

第1節 第2次計画期間の成果と課題

第1次計画では、市内の子どもに関わる部署や施設、そして市民が連携をとる仕組みを作りました。

第2次計画では、第1次計画を充実するため、各施設でのおはなし会の開催や環境の整備などに取り組みました。

新たな取り組みとして、赤ちゃんの健やかな成長を願って、この街で成長していくすべての赤ちゃんとその保護者を対象（※）に、関連部署が協力しあって「ブックスタート」を開始しました。

「ブックスタート」とは、すべての赤ちゃんとその保護者の方に絵本を贈ること、絵本の読み聞かせを通して心ふれあう楽しい時を持ってもらうことを目指しています。乳幼児期は、子どもが初めて本に親しむ大切な時期です。抱っここのあたたかさを感じながら、絵本を開いて優しく語りかけてもらうことで、自分が愛されていることや、守られていること、大切な存在であることを感じる時間を、ブックスタートの実施によって、すべての赤ちゃんに届けています。

※ 平成27年4月2日以降に松山市で出生、または転入したすべての赤ちゃんが対象です。



第2節 第2次計画 数値目標達成状況

第2次計画において設定した数値目標と達成状況は、以下のとおりです。

区分	成果指標	第1次 計画実績	第2次 数値目標	平成27年 4月時点 (学校図書館図 書標準について は平成25年度 末時点)	
		平成21年度	平成27年度		
子どもの 読書活動 の推進	市立図書館における子ども (小学生以下) 1人あたりの 児童図書の貸出冊数	7.64冊	7.8冊	6.7冊	
子どもの 読書環境 の整備 充実	市立図書館における子ども (小学生以下) 1人あたりの 児童図書の蔵書冊数	3.57冊	3.7冊	3.7冊	
	学校図書館に おける図書標 準達成校の割 合 ※1	小学校	53%	65%	95%
		中学校	48%	60%	93%

※1 学校図書館図書標準 ～ 公立義務教育諸学校の学校図書館において、図書の整備を図る際の標準として、文部科学省が学校規模に応じた冊数を定めたものです。たとえ1冊であっても、標準冊数に達しなければ、達成とはなりません。

家庭

《役割》

家庭は、子どもの生活の基本の場です。家族から様々なことを学び、基本的な習慣を身につけ、成長していきます。子どもと本が出会い、読書の楽しさに目覚め、自ら読書活動を行うようになるためには、保護者自身が読書の楽しみや意義を認識し、家族の触れ合いの中に読書活動を取り入れることが重要です。

第2次計画 取組み	成果
<p>○ 保護者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none">・各関係機関が協力し、「ブックスタート」を開始しました。・子どもの読書活動の意義や重要性、読書の楽しさを認識してもらうため、全年代において、学校・幼稚園・保健所・保育所・公民館・児童館等関係各機関が、あらゆる機会を通じて保護者への働きかけました。 <p>○ 図書館等施設の充実</p> <p>各施設で絵本や児童図書を充実させました。</p>	<p>○ 保護者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none">・「ブックスタート」を開始したことにより、人生で最初の読書のきっかけを作り、絵本を介した親子のふれあいの機会を提供することができました。・各機関を通じての活動により、子ども読書活動の重要性についての理解が深まりました。 <p>○ 図書館等施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・市立図書館をはじめ公民館、児童館図書室などの各施設において、絵本や児童書を充実させました。・保護者が来館しやすい条件整備や施設の案内・周知を行ないました。

課題

◆読書環境が整わない家庭の増加

ライフスタイル・家族の形態・保護者の価値観にも変化があり、子どもの本が身近にない家庭が増えていることが問題となっています。

◆大人の読書への支援

子どもは大人を見て成長します。子どもが楽しんで読書習慣を身に着けていくためには、身近な大人が読書活動を楽しむことが大切です。



ボランティア

《役割》

子どもの読書活動の推進に、ボランティアの存在は欠くことのできないものです。ボランティアの活動の中には、行政や教育機関をはるかにしのぐものがあります。また、公の活動を補完し、支援する役割においても、非常に有意義な存在です。ボランティアの活動の支援を行いながら、ボランティアのノウハウやスキルを有効に活用することが子どもの読書活動推進につながります。

第2次計画 取組み	成果
<p>○ 子ども読書活動推進ネットワーク研究集会 子どもの読書に携わる関係者の交流の場として、子ども読書ネットワーク会議を開催しました。</p> <p>○ おはなしボランティア養成講座 市立図書館では、おはなしボランティア養成講座を開講し、おはなしボランティアの育成普及に努めました。</p> <p>○ おはなしボランティア団体のリスト作成・提供。 市立図書館では、ボランティア団体のリストを作成・提供しました。</p>	<p>○ 子ども読書活動推進ネットワーク研究集会 子どもの読書に携わる関係者の交流や研修を行いました。</p> <p>○ おはなしボランティア養成講座 おはなしボランティアの育成・技術が向上しました。また、各おはなし会において学んだ技術を活用しています。</p> <p>○ おはなしボランティア団体のリスト作成・提供。 おはなしボランティア団体の情報共有ができました。</p>

課題

◆ボランティアの新たな人材育成

親子で参加するおはなし会をはじめとして、おはなし会活動は年々活発に行われてきています。しかし、一層子どもの読書活動を支援していくためには、おはなしボランティアの新たな人材の発掘・育成・スキルアップや活動環境の整備支援が課題です。

◆相互交流の場や関係者のネットワーク網の形成

効果的に子供の読書活動を推進していくためには、ボランティア間の相互交流の場やネットワーク網が必要です。

保健所

《役割》

松山市保健所には、多くの妊婦や乳幼児親子が訪れるので、親子で本に触れ合う場を提供します。

第2次計画 取組み	成果
<p>○ 初妊婦教室での啓発 「はじめてのママのための教室」において、今後も「絵本ってステキ」講座を継続し、初妊婦を対象に絵本の大切さを伝えていきます。</p> <p>○ 幼児健診時の啓発 ・「おすすめ絵本ガイド」の配布を行いました。 ・ボランティアによる「読み聞かせ」を行いました。</p> <p>○「こんにちは赤ちゃん訪問」での啓発 ブックスタート事業の説明と読み聞かせの推奨を行いました。</p>	<p>○初妊婦教室での啓発 「はじめてのママのための教室」のプログラムに、「絵本ってステキ」という講座を設け、これから親になる妊婦を対象に、中央図書館職員から図書館の紹介や、読み聞かせボランティアによる読み聞かせの実演などを通して、絵本の大切さを伝えました。 ・ 講座受講人数 約150～200人／年</p> <p>○幼児健診時の啓発 幼児健診の待ち時間を利用して、対象児と保護者に、ボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせを実施し、絵本の楽しさを伝えました。 ・ ボランティアによる読み聞かせ実施回数 36回／年 また、受診者全員に、「おすすめ絵本ガイド」を配布し、年齢に応じた絵本について啓発しました。 ・「おすすめ絵本ガイド」の配布 配布数 約8,200冊／年</p> <p>○「こんにちは赤ちゃん訪問」での啓発 H27年4月から「こんにちは赤ちゃん訪問」時に、ブックスタート事業の説明と読み聞かせの勧めを行いました。 ・ H27年度見込み 4,100件／年</p>

《課題》

◆子育て世代への啓発の継続

妊娠中や乳幼児とその保護者を対象に、子育て時代に読書に親しみ、親子のふれあいの時間を大切にするこことで、子どもの成長を促すよう、絵本の読み聞かせ等について継続した啓発が必要になっています。



児童館・児童センター

《役割》

児童館・児童センターは、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館・児童センターでは、図書等を活用した様々な活動が行われており、子どもが読書に親しむ機会を与えています。

児童館・児童センター・・・健全な遊びを通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにすることにより健全育成を図るための拠点施設
対象：0歳～18歳未満

第2次計画 取組み	成果
<p>○図書スペースの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の団体貸出を積極的に利用し、できるだけ新しい本を揃えるようにしました。 ・どの年代の子どもも楽しめるように、幅広い分野の本を揃えました。 ・子どもだけでなく、保護者向けの育児本や料理本なども揃えました。 ・本を手に取りやすい配架を心がけました。 ・全館で館内図書の貸出を始めました。 <p>○異世代交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回のおはなし会などのイベントや、平日実施している親子体操などの際に読み聞かせを行いました。 ・市立図書館の団体貸出サービスを利用し、イベント時などの際に大型絵本等を利用し、多くの子どもたちが同時に楽しめる工夫を行いました。 <p>○アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館者に読みたい本や館内に置いてほしい本についてのアンケートを行い、来館者のニーズに応えるよう心がけました。 	<p>○図書スペースの充実</p> <p>一部の児童館・児童センターにて、館内図書の貸出を行っていましたが、利用者から好評を得たため、H26年9月から全館で貸出を行うこととしました。</p> <p>○異世代交流の促進</p> <p>図書スペースにて、夏期休暇時など高校生が下の世代の子どもたちに読み聞かせを行ったりする様子も見られ、異世代交流が図られています。</p> <p>○アンケートの実施</p> <p>図書スペースで本を読む姿が多く見られるようになりました。多くの声をいただき、読書への興味関心が感じられます。</p>

《課題》

◆館内図書の充実と貸出しの強化

館内図書の貸出は、利用者に変え喜ばれており今後も継続をしていく予定ですが、その反面、貸出に重きを置きすぎると、館内閲覧用の本の充実が困難となるため、バランスを取りながら、双方の充実を図っていくことが必要となっています。

◆読書週間の普及活動の推進

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日までの「読書週間」に子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めていけるよう、児童館・児童センターでは、ポスターや館内掲示を通じて、普及啓発活動を図っていくことが必要となっています。

幼稚園・保育所等

《役割》

乳幼児期の子どもたちは、絵本や物語等に親しむ活動を通じて、イメージを広げ想像することの楽しさを知ります。また、その感じ方を伝え合うことでイメージの豊かさが増し、心を通わせる心地よい経験を重ねることもできます。こうしたことが、子どもの豊かな感性を育み、読書の楽しさを知ることにつながっていきます。

そのため、幼稚園や保育所等では、読み聞かせ等の活動を日常的に取り入れ、子どもたちがゆったりとした気持ちで絵本等にふれることができるような環境づくりに努めることが大切です。

また、子どもが絵本や物語に親しむためには、家庭が重要な役割を果たすため、読書に対する理解と関心をもてるよう、地域子育て支援センターをはじめ未就園児も含めた保護者への働きかけを行うことが必要です。

第2次計画 取組み	成果
<p>○図書の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けの絵本や紙芝居等の蔵書の充実や整備とともに、子ども読書の参考となる保護者向けの図書や情報を揃える等、図書コーナーを充実させました。 ・ボランティア等と連携し、発達段階に応じた選書に努めました。 <div style="text-align: center;">  <p>絵本の部屋</p> </div> <p>○読み聞かせ指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技研修会の開催や園内研修会の場を通じ教師や保育士のスキルアップを図りました。 ・市立幼稚園の保護者サークルに研修等の情報提供を行いました。 <div style="text-align: center;">  </div>	<p>○図書の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、絵本等を購入し量的充実や発達に応じた蔵書に努めることで、子どもたちの興味や関心を上げるとともに、主体的に絵本等にふれる態度を養うことにつながりました。 ・図書コーナーを利用しやすいように工夫したり、地域子育て支援センターの出張ひろば等でも貸し出しを行ったことで、保護者が気軽に絵本等を手に取り、その場で子どもに読み聞かせる姿が増え、ふれあいの読書期に必要な親子での読書経験を広げるきっかけづくりを担いました。 <p>○読み聞かせ指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み手と聞き手のキャッチボールで成立する読み聞かせ技術のスキルアップを通じて、教育・保育活動全般の指導力の向上につながりました。

第2次計画 取組み	成果
<p>○保護者への啓発・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な絵本の貸し出しや、新刊本やおすすめ絵本の紹介を行い、保護者の関心を高めました。 ・子育て及び子育て支援に関する講習等を開催し、親子で一緒に絵本に親しんだり、「おはなし会」等に参加したりする機会を増やし、共に楽しさを味わうことで、保護者の読書活動への意識を高めました。 ・未就園児を含め貸し出し利用者が増えるよう、地域子育て支援センター等を通して、地域へ情報提供をしました。 ・市立幼稚園の保護者サークルに対し、活動や発表の場の提供を行いました。 	<p>○保護者への啓発・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子で一緒に絵本等にふれる機会をもつことで、乳幼児期の読書経験が大切であり、この時期は特に大人の役割が大切であることが認識されています。

《課題》

◆**図書**の整備

・図書コーナーのスペース確保には限りがあり、ゆとりのある十分なスペースを保障しにくい現状です。

・以前に比べ、蔵書は若干増えていますが、絶対数はまだまだ少ないと思われます。

◆**読み聞かせ指導**の充実

研修等を通じて意識の向上は図れていますが、今後も継続した取組が必要だと考えます。

◆**保護者**への啓発・支援

・幼稚園や保育所、地域子育て支援センターの機能を生かし、他の機関や団体とも連携しつつ地域の未就園児にも絵本等との出会いを提供することが必要だと考えます。

・保護者には、乳幼児期の読書経験が重要であるとの認識が広がってきていますが、実際には二極化している状況で、さらに誰でも気軽に試みることができるきっかけづくりが必要だと思われます。



小学校・中学校

《役割》

小中学校の時期の読書は、学力の基盤としての言葉の力を育むとともに、一人ひとりの人間形成につながる重要な役割を果たすものです。小中学校においては、学校図書館の機能を生かし、学校生活の様々な場面で、発達段階に応じたきめ細かな読書活動を充実させていくことが大切です。そして何より、本が好きで自ら本に手を伸ばす子どもを育てていくことが求められます。

そして各教科の授業はもとより、朝の一斉読書、子どもたちが運営する読書集会、ボランティア等も活用した読み聞かせやブックトークなど、学校教育のあらゆる機会を通して、本に興味を持たせ読書に親しむ取組を工夫することが大切です。

さらに、子どもたちに関わる教師一人ひとりが読書の意義と楽しさを理解し、適切な読書指導と図書館の活用を進めていかなければなりません。

第2次計画 取組み	成果
<p>○ 人的・物的環境の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館運営支援員1校1人配置。一人当たり勤務時間を増加しました。 ・図書館運営支援員の資質向上のための研修会を年間2～3回実施しました。 ・学校図書館に対する総合サポートシステムの構築しました。 ・コンピュータによる蔵書貸出管理を行いました。 ・公共図書館との連携し、読書活動を行いました。 <p>○ 読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書習慣の定着に努めました。 ・読書活動の活性化に努めました。 	<p>○ 人的・物的環境の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館運営支援員1校1人配置(津和地小・怒和小を除く)を維持しています。また、一人当たり勤務時間は平成27年度410時間となっており、5年前(最大352時間)と比較して、増加しています。 ・図書館運営支援員の資質向上のための研修会を年間2回実施を継続しています。 ・学校図書館に対する総合サポートシステムの構築については、(仮称)松山市教育センター設立を見通しての目標でしたが、現時点では実現に至っていない状況です。しかし、図書館運営支援員が選書や配架等積極的にに関わり、学校図書館の環境の整備・充実が図られています。 ・コンピュータによる蔵書貸出管理については、平成26年5月1日時点において、全小中学校で蔵書をデータベース化しており、津和地小・怒和小を除く全小中学校でコンピュータによる貸出管理を行っています。 ・公共図書館との連携については、平成26年5月1日時点において、小学校26校、中学校9校が行っており、平成22年12月調査と比較して増加しています。 <p>○ 読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書習慣の確立については、平成26年5月1日時点において、小学校は全校、中学校は29校中16校が全校一斉読書を実施するなどして、実現に努めています。 ・読書活動の活性化については、平成26年5月1日時点において、小学校は全校、中学校は29校中28校が読み聞かせやブックトーク等全校一斉読書以外の活動を実施して、実現に努めています。

第2次計画 取組み	成果
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の積極的な活用に努めました。 ・地域のボランティア等が一体となった読書活動の活性化に努めました。 ・指導者の育成に努めました。 ・松山市小中学校PTA連合会 読書推進委員によるボランティアの人材発掘・育成に努めました。 <div data-bbox="379 969 730 1279" data-label="Image"> </div> <p>○ 学校における計画的な図書の整備 量的充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備を行いました。 ・継続的な資料の収集に努めました。 <p>質的充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校の実態や特性に即した選書方針に添った図書整備を行いました。 ・不要図書の廃棄・破損図書の入れ替えを行いました。 ・調べ学習・教科活動において、刻々と変化する社会状況に対応したタイムリーな図書の整備を行いました。 ・教職員や保護者等向けの、子供の読書活動推進のための資料整備を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の積極的な活用については、平成26年5月1日時点において、国語科や総合的な学習の時間において、ほとんどの小中学校において行われている状況です。 ・ボランティアについては、平成26年5月1日時点において、小学校は55校中49校、中学校は29校中8校で活用されています。 ・指導者の育成については、学校図書館主任に対して、年間3回の主任会を開催して情報交換をするとともに、夏季休業中に実技研修会を実施し、資質向上に努めています。 ・年2～3回研修集会を行っています。毎年1回絵本作家等の講演会を行い、作家を通じて子育てや絵本についての理解を深めています。また、おはなし会などの技術向上や、共通問題に関する情報交換・ネットワークづくりなど、バラエティー豊かな研修を行い、ボランティアの人材発掘や育成を行っています。 <p>○ 学校における計画的な図書の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度から5か年計画で、「図書館図書整備事業」を実施し、小学校では「文学・社会・自然・歴史」、中学校では「文学・社会・自然・歴史産業」について重点的に図書の整備を行いました。 ・図書の廃棄について、廃棄可能冊数を見直すなど、蔵書の入れ替えの促進を図りました。 <div data-bbox="1134 1738 1437 2022" data-label="Image"> </div>

指標

- ・学校図書館運営支援員の1校1人配置の継続。一人あたりの勤務時間の増加
第2次数値目標 → 第2次計画実績

(平成27年4月)

1校1人	1校1人
最大352時間	一律410時間

- ・学校図書館運営員の研修会を年2～3回実施。

第2次数値目標 → 第2次計画実績

(平成27年4月)

年2～3回	年2回
-------	-----

- ・学校図書館における図書標準達成校の割合

第2次数値目標 → 第2次計画実績
(平成25年度末)

小学校	65%	95%
中学校	60%	93%



《課題》

◆人的・物的環境の整備・充実

- ・学校図書館運営支援員の支援時間の増加

学校図書館運営支援員の積極的な支援活動等により、学校図書館の環境や機能強化が図られ、子どもたちにとって魅力ある図書館づくりが進められているものの、現状の勤務体制では、子どもたちや学校のニーズに十分には応えられていません。学校図書館法が改正され、学校司書を置くことが法的にも位置付けられたこともあり、支援時間の増加が必要です。

- ・学校の読み聞かせボランティア等の発掘・育成

学校で読書活動推進の大切な担い手である、松山市小中学校PTA連合会などの読み聞かせボランティアで活動する人が、年々減っています。いろいろな角度からボランティアの育成や発掘を行っていく必要があります。

- ・公共図書館との連携

学校図書館機能を強化していくためには、地域の読書活動推進の中核である公共図書館との連携をどのように進めていくかについても考えていく必要があります。

◆読書活動推進

- ・必読書や推薦図書コーナーの設置

徐々に増加する傾向にあるものの、子どもたちのさらなる読書意欲を喚起するために、必読書や推薦図書のコーナーの設置に努める必要があります。

- ・ボランティアの活用

読み聞かせやブックトークなど、ボランティアの協力も得て、多様な取組が進んでいます。こういった取組を多くの学校に広げていく必要があります。

◆図書整備の強化

量的充実をはかり、ほぼ全小中学校が学校図書館図書標準を達成できましたが、100%には達していません。今後、さらなる整備が必要となっています。また、廃棄と購入で蔵書の入れ替えを進めていますが、学校によっては蔵書数との兼ね合いもあり、うまく進んでいないところも見受けられます。廃棄と購入のバランスを考え、蔵書の入れ替えを進めていくことも必要となっています。

公民館

《役割》

公民館は地域住民が生活の中に即した教育・学術・文化に関する事業を行う社会教育施設です。また、日常の生活圏内にあり、子どもや保護者にとって身近な存在です。図書室を備え、読み聞かせやおはなし会など子ども読書に関連した事業を行う公民館も多くあります。

様々な年齢層の地元住民が集う、地域のふれあいの中で、読書に出会う機会を持つということは、学校図書館や公共図書館における出会いとはまた違った意味合いを持ちます。

また、公共図書館に遠い地区の公民館図書室は、住民にとって、その読書生活にかけがえのない存在です。

第2次計画 取組み

・公民館において、地域のボランティアが図書室を運営し、子どもたちが利用しやすい選書や蔵書のレイアウトなど、読書推進活動を行いました。

・地域のボランティアが、読み聞かせやおはなし会など子どもの読書推進活動を行っています。公民館図書室の運営に携わっていた地域ボランティアのスキル向上や活動の輪を広げていき、親しみのある地域の公民館図書室づくりに努め、子どもたちの読書活動を推進しています。

成果

・公民館図書室の利用人数、利用冊数ともに増加しています。

・公民館で読み聞かせを行うことにより、その参加者の保護者の中から新たに読み聞かせのスタッフになるなどボランティアが育成されています。



《課題》

公民館全体でみると、それぞれの公民館ごとの活動状況にばらつきがあります。

これは、施設的环境や状況が異なることもあるのですが、地域ボランティアの協力によるところが大きいため、すべての公民館図書室を同じようにすることは困難な状況です。

市立図書館

《役割》

豊富な資料を揃え、市民の誰もが利用できる、地域の読書活動の中心的役割を担う市立図書館は、子どもの読書活動の推進においても、大きな役割を果たしています。子どもや保護者へサービスを提供することはもちろんのこと、松山市における、子ども読書推進ネットワークの中核となり、連携・協力体制を推し進め、関係者・関係機関等への支援を図る必要があります。

第2次計画 取組み	成果
<p>○ 連携・協力の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体のリスト作成・提供しました。 ・子どもの読書に携わる関係者の交流の場として、「子ども読書ネットワーク会議」や「まつやま子ども読書推進ネットワーク交流研究集会」を開催しました。 ・教育機関等の団体利用者への、インターネット予約を導入しました。 ・学校へ調べものやテーマ別の本の情報を提供しました。(レファレンス支援) ・依頼を受けて、各種研修会等への講師派遣しました。 ・おはなしボランティア育成講習会を開催しました。 ・子どもの育成に関わる関係各課と連携し、ブックスタートを開始しました。 <p>○ 催事の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの対象年齢に応じた多様なおはなし会や講座を開催しました。 ・普段、おはなし会等に参加する機会の少ない、里島の小学校等に出向いて「里島出前おはなし会」を開催しました。 	<p>○ 連携・協力の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おはなしボランティア団体が連携を取れるよう、おはなしボランティアの一覧を市内に配布できました。 ・「まつやま子ども読書推進ネットワーク交流研究集会」に、読書活動推進関係者や関心のある市民が毎年約270名参加し、連携を深めました。 ・団体利用者のインターネット予約を導入しました。(年間延べ約2,600件 延べ約220団体) ・学校図書室では対応できない調べものやテーマ別の本の提供を行い、本を使った学習に貢献しました。 ・依頼を受けて、各種研修会等へ講師を派遣しました。 ・子ども読書推進活動に携わる大人向けの講座・教室等を年間14回開催し、約255名が参加しました。 ・健康づくり推進課や支所と連携し、市内の新生児にブックスタートパックを配布し、家庭での読書活動の推進に努めました。 <p>○ 催事の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子ども向けの「おはなし会」や「体験講座」を年間約80回開催し約1,700名参加しました。 ・普段、おはなし会等に参加する機会の少ない、里島の小学校等に出向いて「里島出前おはなし会」を開催し里島の子ども読書活動啓発に取り組みました。

第2次計画 取組み	成果
<p>・中高生を対象に「ビブリオバトル」を開催しました。</p> <p>・小学生以下の児童に、読んだ本の記録が出来る「どくしょつうちょう」を作成し、30冊読むとプレゼントを贈りました。</p> <p>○ 蔵書の充実</p> <p>・資料を幅広く収集、整備を行いました。</p> <div data-bbox="327 698 518 913" data-label="Image"> </div> <p>・子ども読書の意義啓発書、おはなし会等のノウハウ本の購入しました。</p> <p>・子どもの本の適切な管理と、廃棄本の有効活用を行いました。</p> <p>○ 利用環境の整備</p> <p>・子どもの本の配置を見直し、利用の多いジャンルを統一しました。</p> <p>・教育機関向けの団体が利用しやすくするため、団体貸出向けの書架の配置換えを行いました。</p> <p>・特集本コーナーを設置しました。</p> <p>・インターネットや図書館内蔵書検索に子ども用の検索ページの作成しました。</p>	<p>・中・高校生対象の「ビブリオバトル」を開催し、読書離れの著しい中高生に読書活動の啓発に取り組みました。(発表者12名、観覧者120名)</p> <p>・「どくしょつうちょう」で子どもたちが本を読む楽しみのきっかけ作りを行いました。</p> <p>○ 蔵書の充実</p> <p>・児童図書を年間約5,000冊購入し、その中には、利用者からの購入希望を約300件受け付け、子どもの本に対するニーズに対応しました。</p> <p>・郷土に対する知識を深め、松山に誇りを持てるように、郷土に関する子どもの本は、できる限り収集・保存を行いました。(子どもの本の郷土資料の点数・・・645冊)</p> <p>・子どもの読書活動に役立つ本を購入するだけでなく、「特集本コーナー」などで紹介し啓発しました。</p> <p>・廃棄した子どもの本を、教育機関に2,144冊、一般利用者には16,712冊提供しました。</p> <p>○ 利用環境の整備</p> <p>・子どもの本の配置見直しや特集コーナーの設置などで利用しやすい図書館に改善できました。</p> <p>・インターネットや図書館内蔵書検索に子ども用のページを作成し子どもが自由に検索できるようになり、子どもがアクセスしやすいホームページになりました。 キッズページアクセス数は平成26年度で8,919回。</p>

課題

◆全年代向けの読書活動支援強化

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため子どもだけでなく、全年代向けに対する読書活動支援強化が必要となっています。

◆読書週間の普及活動

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日まで「読書週間」に全館で読書活動の普及事業に取り組むことで、この「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールすることが必要です。

◆広報活動の強化

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書(以下「児童・青少年用図書等」という。)に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要です。

また、図書館のホームページやインターネットを活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供が有効なことから、積極的に活用することが課題です。

◆団体貸出の強化(移動図書館を含む)

現在、学校図書館や児童館等団体貸出しを行っています、更なる強化が必要です。

◆図書館職員の能力向上

図書館職員は、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する更なる知識・技術等を身に付けるため、研修を行う必要があります。

◆子どもの読書活動に関わるボランティアの育成や機会の提供

子どもの読書活動に関わるボランティアは、子どもの読書活動を推進するために、非常に大切な存在です。このようなボランティアに対し、活動の場を提供するとともに、研修やボランティア同士の交流の機会を設けるなど、積極的な支援が必要となっています。



第3章 ～第3次まつやま子ども読書活動推進計画～

第1節 基本方針

①目的

「第1次・2次まつやま子ども読書活動推進計画」の10年間で培ってきた子どもの読書環境を発展させるため、松山市の家庭・地域・ボランティア・行政が一体となって子ども読書活動を支援します。

②基本方針

- ①社会全体で子どもの読書活動を推進します。
- ②子どもの読書活動を支える環境を整備します。
- ③子どもの読書活動に関する意義の普及・情報の発信に努めます。

③期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

④対象

この計画の中での「子ども」とは、0歳から18歳以下を対象とします。

⑤推進の主体

この計画の推進主体は、松山市の行政のみならず家庭・そのほか子どもの読書活動の推進に関わるあらゆる市民・団体・機関等です。

個々の取り組みの充実とともに、各主体で相互に連携し協働することにより、一層の効果が現れます。

行政は、独自の取り組みはもちろんのこと、各主体の取り組みがより効果的に進められるための環境整備や支援等を行っていきます。

第2節 数値目標

つぎの目標を「第3次まつやま子ども読書活動推進計画」の数値目標とします。
また第3節では各方策にも指標を設定しています。

区 分	成 果 指 標		第1次 計画実績	第2次 計画実績	第3次 計画目標
			平成21年度	平成27年 4月時点	平成32年度
子どもの 読書活動 の推進	市立図書館における子ども（小学生以下）1人あたりの児童図書の出借冊数		7.64冊	6.7冊	7.8冊
子どもの 読書環境 の整備 充実	市立図書館における子ども（小学生以下）1人あたりの児童図書の蔵書冊数		3.57冊	3.7冊	4冊
	学校図書館 における 図書標準達 成校の割合	小学校	53%	95%	100%
		中学校	48%	93%	100%

※子どもの読書量については、購入した本や、学校・保育園・幼稚園・認定こども園・公民館・児童館等の本もありますが、主な指標として「市立図書館における子ども（小学生以下）1人あたりの児童図書の貸出冊数」を成果指標としています。

※学校図書館図書標準 ～ 公立義務教育諸学校の学校図書館において、図書の整備を図る際の標準として、文部科学省が学校規模に応じた冊数を定めたものです。たとえ1冊であっても、標準冊数に達しなければ、達成とはなりません。

（第2次計画実績については平成25年度末時点）

第3節 子どもの読書活動推進のための方策

社会全体で子どもの読書活動を推進するため、地域性を大事にしながら、人的・物的環境の整備・充実を図ります。

また、それぞれの団体・機関などで、子どもの読書活動に関する意義のPRや情報の発信に努めます。

特に第3次計画では、「こどもの読書週間」「読書週間」の期間中に、関係機関が事業に取り組み、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。



子ども読書の啓発活動

《役割》

子どもの読書活動の推進には、市民への啓発が不可欠です。そのため各団体・機関が、それぞれの分野・場所で啓発することが重要です。



《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①有機的な支援を結びつける情報発信
- ②読書週間に合わせての子ども読書の啓発活動
- ③インターネット等での情報発信

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①有機的な支援に結びつける情報発信

各機関・団体においては、各々の活動対象に向けて、より効果的に情報を発信することに努めます。

②読書週間に合わせて子ども読書の啓発活動

読書週間に合わせて、関係機関が一斉に事業に取り組み、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールすることに努めます。

・「こどもの読書週間」・・・4月23日から5月12日

・「読書週間」・・・10月27日から11月9日

③インターネット等での情報発信

紙だけでなくインターネットなどを通じて、より効果的に情報を発信することに努めます。

家庭・地域・学校などの連携・協力体制の確立

《役割》

行政から民間ボランティアまで、子ども読書に係る関係者をメンバーとした「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」を立ち上げ、定期的に会合を開いて情報交換・意見交換を行い、関係団体が連携し相互協力を図っています。また、子どもの読書活動推進関係者や関心のある市民が一堂に会する、「まつやま子ども読書ネットワーク交流研究集会」を年に1回開催し、情報交換や意識啓発、研修の場としての役割を担っています。



《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

連携・協力の体制の充実

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

連携・協力の体制の確立

- ・「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」や「まつやま子ども読書ネットワーク交流研究集会」を継続した上で、より有効で効果的なシステムについて研究・検討します。
- ・子どもの読書活動の推進に向けて、不可欠であり大きな存在でもある、ボランティアの把握と、その情報の一元化、共有、有効活用に努めます。
- ・市立図書館が中心となり、関係機関、関係者に働きかけるよう努めます。

連携による図書の有効活用

《役割》

限りある予算の中で効率的に子どもの読書活動を行うためには、市立図書館と関係団体・ボランティア間で連携し、図書の有効活用が大切です。

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①市立図書館における団体貸出等の各機関への図書支援の充実
- ②有効な方策の研究

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①市立図書館における団体貸出等の各機関への図書支援の充実

- ・より利用しやすい仕組みづくりについて、研究・検討します。
- ・市立図書館は個人では購入しづらい大型絵本や大型紙芝居も積極的に購入し、貸出を行います。

②有効な方策の研究

- ・連携による図書の有効活用について、先進自治体の事例などを研究します。
- ・市立図書館が中心となり、関係機関に連携を呼びかけます。



障がいのある子どもたちのために

《役割》

障がいのある子どもたちへの読書支援は、主に特別支援学校・学級が担っています。
点訳・音訳資料、さわる絵本の作成といった資料整備や手話おはなし会による読書機会の充実など、様々な面での、行政の福祉部門や地域における関係機関、ボランティアの協力が不可欠です。



《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①障がいに応じた資料整備
- ②支援方策の研究
- ③障がいのある子どもたちが利用しやすい施設整備

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①障がいに応じた資料整備

・障がいのある子どもの豊かな読書体験を保障するため、専門家・障がい者団体・ボランティア等の助言、協力を得ながら、障がいに応じた資料の整備に努めます。

・市立図書館において、ユニバーサルデザイン絵本や布の本、点字絵本などの収集と情報提供を進めます。

・市立図書館において、盲学校・聾学校への団体配本サービスを継続します。

②支援方策の研究

・視覚・聴覚だけではなく、様々な障がいを持つ子どもに対して、読書支援はどうあるべきなのか、各機関や団体の役割はどう担うべきなのか、研究に努めます。

③障がいのある子どもたちが利用しやすい施設整備

・車椅子でも利用しやすい施設整備に努めます。

・必要に応じて、点字ブロックなどの設置に努めます。

・「耳マーク」などの掲示などをし、聴覚障がいの方に対して、積極的にサポートするように努めます。

家庭

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①関係各機関による保護者への読書活動支援
- ②ブックスタートの継続・充実
- ③子ども読書活動関係施設の充実

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①各関係機関による保護者への読書活動支援

- ・あらゆる機会を通じて、読書の意義・重要性・楽しさを実感してもらうよう保護者へ働きかけます。
- ・親子読書の方法についての情報の提供に努めます。
- ・保護者自身が読書に楽しみを見出すよう働きかけます。
- ・家族ぐるみの読書をすすめるよう働きかけます。

②ブックスタートの継続・充実

各機関が連携してブックスタート事業を充実させます。

③子ども読書活動関係施設の充実

市立図書館をはじめ公民館・地域子育て支援センター・児童館・児童センターなどの各施設において、絵本や児童書を充実させ、保護者が乳幼児を連れて来館しやすいように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条件整備を行い、あわせて施設の案内・周知に努めます。

ボランティア

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①研修学習機会の充実
- ②ボランティア相互の交流の推進



第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①研修学習機会の充実

人材育成、資質向上のための研修機会を増やし、内容を充実することに努めます。

②ボランティア相互の交流の推進

ボランティアに関する情報を収集、集約し、相互に交流や情報交換ができる仕組みづくりに努めます。

保健所

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①啓発活動の継続
- ②広報活動の充実



第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①啓発活動の継続

・妊婦や乳幼児をもつ保護者に対し、読み聞かせ等について啓発し、親子で読書に親しむきっかけをつくります。

・初妊婦教室での啓発

これから親になる妊婦を対象に、中央図書館職員から図書館の紹介や、読み聞かせボランティアによる読み聞かせの実演などを通して、絵本の大切さを伝えます。

・幼児健診時の啓発

幼児健診の待ち時間を利用して、幼児と保護者に、ボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせを実施し、絵本の楽しさを伝えます。

また、受診者全員に、「おすすめ絵本ガイド」を配布し、年齢に応じた絵本について啓発します。

・「こんにちは赤ちゃん訪問」での啓発

「こんにちは赤ちゃん訪問」時に、ブックスタート事業の説明と読み聞かせの勧めを行います。

②広報活動の充実

全国で一斉に行われる、「こどもの読書週間」(4/23-5/12)、「読書週間」(10/27-11/9)に松山市の関連施設が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

指標

- ・「絵本ってステキ」講座受講実人数 200人／年
- ・ボランティアの読み聞かせ実施回数 36回／年
- ・「おすすめ絵本ガイド」の配布数 8,000冊／年
- ・こんにちは赤ちゃん訪問における、読み聞かせ勧奨の実施率 100%

児童館・児童センター

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ① 図書の貸出と館内図書の充実
- ② 広報活動の充実

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

① 図書の貸出と館内図書の充実

貸出と館内閲覧の充実を図るには、蔵書の拡充が不可欠です。市立図書館との連携・協力をより一層行い、蔵書の入れ換え回数を多くするなどして、取り組んでいきます。

② 広報活動の充実

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日までの「読書週間」に子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めたいけるようポスターや館内掲示を通じて、普及啓発活動を行っていきます。

指標

・図書関係のイベント 月1回



幼稚園・保育所等

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①乳幼児期の読書環境の充実・整備
- ②保護者への啓発・支援
- ③地域や他の機関との連携



第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①乳幼児期の読書環境の充実・整備

- ・新書の購入や図書館の貸し出し本の活用を行い、図書の実数を増やします。
- ・空間活用を工夫し、図書コーナーの整備を行います。
- ・読み聞かせのスキルアップや意識の高揚のために、研修会等の開催や情報提供を行います。

②保護者への啓発・支援

- ・各園や地域子育て支援センターの状況に応じた絵本の貸し出しを行い、家庭での読書活動のきっかけづくりをします。
- ・保護者と共に絵本等に親しむ機会を積極的に設け、乳幼児期からの読書活動の大切さや保護者が関わることの大切さを啓発します。
- ・保護者の読み聞かせサークル等への活動の場の提供や情報提供、アドバイス等を行い、サークル活動が活性化することで保護者全体の意識の向上を図ります。
- ・全国で一斉に行われる、「こどもの読書週間」(4/23-5/12)、「読書週間」(10/27-11/9)に松山市の関連施設が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

③地域や他の機関との連携

- ・さまざまな立場からのアプローチによって、子どもたちに豊かな読書活動を提供するため、地域のボランティアや保護者サークル等と連携を図ります。
- ・読書に関わる多様な経験を得られるよう、小中学校との交流場面等での読書活動の活用を行います。

小・中学校

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

【人的・物的環境の整備・充実】

- ①学校図書館運営支援員の支援時間の増加
- ②公共図書館との連携

【読書活動の推進】

- ③読書習慣の定着
- ④読書環境の整備



第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

【人的・物的環境の整備・充実】

①学校図書館運営支援員の支援時間の増加及び資質の向上

- ・ 学校図書館運営支援員の積極的な支援活動等により、学校図書館の機能の強化を図り、子どもたちにとって魅力ある学校図書館づくりを進めます。
- ・ 子どもたちや学校のニーズに十分応えていくために、支援時間の増加に努めます。
- ・ 図書館運営支援員の資質の向上を図るため、年間2回を目標に研修会を実施します。

②公共図書館との連携

公共図書館との連携を深め、人的・物的環境の充実につなげるよう努めます。

【読書活動の推進】

③読書習慣の定着

豊かな心と感性をはぐくむ基盤として読書活動を充実し、一斉読書や読み聞かせ等を通して、児童生徒に読書の楽しさを伝え、読書の習慣を身に付けます。

④読書環境の整備

子どもたちのさらなる読書意欲を喚起するために、必読書や推薦図書のコナーの設置等、読書環境の整備に努めます。

⑤ボランティアの活用

各学校で、家庭や地域のボランティア等が一体となった読み聞かせやブックトーク等による読書活動の活性化を図ることで、図書館や本を介した人と人との豊かなつながりを創造していきます。

⑥広報活動の充実

全国で一斉に行われる、「こどもの読書週間」(4/23-5/12)、「読書週間」(10/27-11/9)に松山市の関連施設が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

指標

- ・学校図書館運営支援員の支援時間
第2次計画実績 → 第3次数値目標
(平成27年4月) (平成32年度)
410時間 450時間
- ・学校図書館運営支援員の研修会
第2次計画実績 → 第3次数値目標
(平成27年4月) (平成32年度)
年間2回 年間2回
- ・公共図書館との連携実施率
第2次計画実績 → 第3次数値目標
(平成26年5月) (平成32年度)
小学校47%・中学校31% 小学校75%・中学校45%
- ・必読書や推薦図書コーナーの設置率
第2次計画実績 → 第3次数値目標
(平成26年5月) (平成32年度)
小学校75%・中学校79% 小中学校ともに85%
- ・ボランティアの活用
第2次計画実績 → 第3次数値目標
(平成26年5月) (平成32年度)
小学校89%・中学校28% 小学校90%・中学校45%
- ・学校図書館における図書標準達成校の割合
第2次計画実績 → 第3次数値目標
(平成25年度末) (平成32年度)
小学校 95% 100%
中学校 93% 100%



公民館

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①公民館図書室の環境の整備・蔵書の充実
- ②地域のボランティアの育成
- ③広報活動の充実



第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①公民館図書室の環境の整備・蔵書の充実

公民館図書室の選書や蔵書のレイアウトなど子どもの読書環境を整備していくとともに、子どもの居場所づくりとして他団体とも協力していく方向性を探っていきます。

②地域のボランティアの育成

公民館図書室の運営に携わっていただいている地域のボランティアの方々のスキル向上や活動の輪を広げていき、親しみのある地域の公民館図書室づくりに努めます。

③広報活動の充実

全国で一斉に行われる、「こどもの読書週間」(4/23-5/12)、「読書週間」(10/27-11/9)に松山市の関連施設が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

指標

・公民館図書室の利用冊数

第2次計画実績 (平成26年度) 95,340冊	→	第3次数値目標 (平成32年度) 98,000冊
--------------------------------	---	--------------------------------

・公民館図書室の利用人数

第2次計画実績 (平成26年度) 43,684人	→	第3次数値目標 (平成32年度) 48,000人
--------------------------------	---	--------------------------------

市立図書館

《第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標》

- ①全年代向けの読書活動支援の強化
- ②広報活動の充実
- ③連携協力促進
- ④蔵書の充実
- ⑤利用環境の整備
- ⑥職員の能力向上



第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

①全年代向けの読書活動支援の強化

子どもは大人を見て育ちます。子どもだけに絞らず全年代向けの読書活動支援を強化します。

②広報活動の充実

・全国で一斉に行われる、「こどもの読書週間」(4/23-5/12)、「読書週間」(10/27-11/9)に各館一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

・各年代別のおすすめ本リストや保護者向け啓発冊子などを作成し、図書館をはじめ、様々な機関、機会を通じて配布します。

・図書館のホームページを活用し、子どもの読書に係る様々な情報を発信するとともに、「子どもの読書活動」への保護者の理解促進のため、ホームページ等の活用を促進します。

③連携協力促進

・子どもの育成に関わる関係各課と連携し、行政における「子どもの読書活動推進」のために、中心的な役割を果たします。

・子どもの読書に関する情報の集約、発信、提供を行い、「子どもの読書活動推進」情報の共有化のための拠点としての役割を担うことに努めます。

・子どもの読書に携わる関係者が集い、ともに学び、子ども読書に係る情報や意見を交換できる交流の場を設けます。

・学校をはじめとする関係機関・施設への団体貸出を充実させるために、資料を整備し、制度の周知に努めるとともに、より利用しやすいシステムづくりを研究・検討します。

・図書館のレファレンス機能を活用した資料相談など、学校での教科指導を援助します。

・ボランティアの育成、スキルアップを目指して、講習会を開催するとともに、ボランティアに関する情報の把握、活動の場の提供等を通じて、ボランティアがより効果的に活動できるよう、支援します。

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

④蔵書の充実

- ・多様な読書ニーズに応えることができるよう、成長の各段階に対応する本、子どもの多岐にわたる興味・関心に沿う図書を幅広く収集、整備します。
- ・児童向けの本だけでなく、子どもの本のガイド・リストや子ども読書の意義啓発書、おはなし会等のノウハウ本などを揃え、子どもの読書活動推進のための有効利用に供します。
- ・子供の頃から郷土に対する知識を深め、松山に誇りを持てるよう、地域の歴史や文化に関する図書の収集、保存に努めます。
- ・老朽化した資料の買い替えや見直しを図りながら、児童書の廃棄を適切に行います。また、廃棄した児童書や寄贈本について、有効な再利用の方策を考慮します。

⑤利用環境の整備

- ・利用しやすく親しみのある空間づくりを目指して、書架やサインの工夫など児童コーナーの整備に努めます。
- ・子どもが自分で自由に資料を検索し、利用することができる環境を整えます。
- ・乳幼児をかかえる保護者や図書館に来館することができない子どもたちのために、移動図書館、や児童関連施設などに団体貸出を行います。
- ・障がいのある子どもに対してのサービスについて考慮します。

⑥職員の能力向上

- ・図書館職員を各種研修に派遣し、児童書に精通するとともに、子どもの特性を理解した対応を行うことができるよう、積極的に知識の習得と技術の研鑽に努めます。

指標

・市立図書館における子ども(小学生以下)1人あたりの児童図書の貸出冊数

第2次計画実績 (平成26年4月)	→	第3次数値目標 (平成32年度)
6.7冊		7.8冊

・市立図書館における子ども(小学生以下)1人あたりの児童図書の蔵書冊数

第2次計画実績 (平成26年4月)	→	第3次数値目標 (平成32年度)
3.7冊		4冊

・市立図書館における相談受付件数

第2次計画実績 (平成26年4月)	→	第3次数値目標 (平成32年度)
5,942件		8,000件



地域の子どもたちに図書を貸し出している施設

平成 27 年 12 月 1 日現在

【 中心部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
中央図書館	湊町7丁目5 総合コミュニティーセンター内	9:30~20:00	★	943-8008 933-9968	
新玉公民館	千舟町8丁目69-4	第1・3土曜日 10:00 ~ 12:00 (生石分館にて)		931-5294	
雄郡公民館	小栗3丁目5-24	第2・4土曜日 13:30~15:30		931-6571	
清水公民館	清水町3丁目170-4	水曜日; 13:00~15:00 土曜日; 10:00~12:00		924-7075	
味酒公民館	松前町5丁目1-6	土曜日; 10:00~12:00		924-9053	
八坂公民館	三番町1丁目3-2	月~金曜日; 9:00~17:00 土曜日; 10:00~12:00		921-2231	
番町公民館	二番町4丁目3-4	月~金曜日; 9:00~17:00		945-0957	
中央児童センター	若草町 8-3 ハモニープラザ内	(4月~9月) 9:00~18:00	月曜日(*) 年末年始	933-9311	
新玉児童館	三番町6丁目4-20 コムズ内	(10月~3月) 9:00~17:30		943-5801	
えひめ乳児保 育園地域子育 て支援センタ ー	清水町4丁目23	月~金曜日; 12:00~17:00		925-1417	

(★): 月曜日(祝日を除く)、月末日(月土日祝の場合は最終平日)、年末年始、特別整理休館日等

(*): 月曜日(祝日)の場合は翌日

【 西部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
三津浜図書館	住吉2丁目4番12	9:30~19:00 レファレンス・AVコーナーは 18:00まで	★	951-2516 951-5223	
生石公民館	高岡町860-67	月曜日; 10:30~11:30 第1・3土曜日; 9:30~11:30		971-2975	
余土公民館	余戸中2丁目8-22	金曜日; 10:00~12:00		971-6752	
垣生公民館	西垣生町1228	第1・3土曜日; 19:00~21:00 第2・4土曜日; 14:00~16:00		971-0267	
味生公民館	別府町177-1	土曜日; 13:00~16:00 月曜日; 10:00~12:00		952-5406	
三津浜公民館	三津3丁目2-30	土曜日; 10:00~12:00		951-0446	
宮前公民館	古三津1丁目26-48	月~土曜日; 9:00~12:00		952-1068	
高浜公民館	梅津寺町1335-4	月・火・木・金曜日; 10:00~12:00 水曜日; 14:00~16:00、土曜日; 10:00~16:00		952-5235	
泊公民館	泊町818	月~金曜日; 8:30~16:30 土曜日; 8:30~12:30		961-2933	
由良公民館	由良町1048-2	月~金曜日; 9:00~17:00 土曜日; 9:00~12:00		961-2932	
和気公民館	太山寺町1226-1	第2・4土曜日; 10:00~12:00		978-3805	
久枝公民館	西長戸町299	水曜日; 14:00~16:30		924-8628	
久枝児童館	西長戸町638-1 久枝なかよし ふれあいセンター内	(4月~9月) 9:00~18:00 (10月~3月) 9:00~17:30	月曜日(*) 年末年始	922-3800	
味生児童館	別府町177-1 味生ふれあいセンター内			953-5051	
三津浜幼稚園	神田町1-41	園にお問い合わせ下 さい	土・日曜日 祝日・年末 年始等	951-0831	
のぞみ保育園 地域子育て支 援センター	土居田町569	月~金曜日; 12:00~17:00		971-9085	
味生保育園地 域子育て支 援センター	北斎院町759-1	火・木・金曜日; 9:00~14:00		951-7100	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
ひよこ保育園 地域子育て支 援センター	南斎院町686-2	月～金曜日； 8:30～11:30 15:00～17:00		974-4144	
高木保育園地 域子育て支 援センター	高木町252	月～金曜日； 10:00～16:00		979-0360	
あさひ保育園 地域子育て支 援センター	吉藤2丁目7-1	月～金曜日； 9:30～15:30 土曜日； 9:30～12:00		080-2982 -4041	
みかん文庫	小栗5丁目	月曜日； 14:00～18:00		933-6314	
ちびっこ文庫	南斎院町	第1・3・5週の日曜日； 9:00～12:00		973-7068	
トトロ文庫	余戸中4丁目	土曜日； 14:00～17:00		974-3039	
ドレミ文庫	余戸西2丁目	火曜日； 14:30～17:30		974-5670	

(★)：月曜日（祝日を除く）、月末日（月土日祝の場合は最終平日）、年末年始、特別整理休館日等

(*): 月曜日が祝日の場合は翌日

【 東 部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
湯山公民館	末町甲98-2	水曜日 3月～10月； 18:00～19:30 11月～2月； 18:00～19:00		977-2763	
伊台公民館	下伊台町1474-1	火曜日； 15:00～17:00		977-0136 977-1928	
素鷲公民館	中村3丁目2-34	土曜日； 13:30～15:30		931-2745	
道後公民館	道 後 町 1 丁 目 5-31	月～金曜日； 10:00～12:00 土曜日； 14:00～15:30		921-0430	
東雲公民館	勝 山 町 2 丁 目 11-5	土曜日； 10:00～12:00		941-6630	
桑原公民館	桑原2丁目6-35	金曜日； 14:30～16:30 土曜日； 9:30～11:30		945-9796	
潮見公民館	吉藤4丁目3-16	第1・3・5金曜日； 14:00～17:00 第2・4金曜日； 11:30～12:00、 14:00～17:00 第2・4土曜日； 10:00～16:00		924-8643	
松山保育園地域子 育て支援センター	中村3丁目5-29	月・火・水曜日； 9:00～12:00 13:00～15:00		941-3550	
道後保育園地域子 育て支援センター	道後姫塚123-1	月～金曜日； 10:00～12:00 13:00～16:00		932-6411	
松山認定こども園 和泉 和泉保育園地域子 育て支援センター	和泉北1丁目 20-18	月～金曜日； 9:00～15:30		943-5656	
くわくわ ライブラリー	桑原2丁目6-35 桑原公民館	金曜日； 14:30～16:30 土曜日； 9:30～11:30		931-0035	
畑寺児童館	畑寺4丁目8-5 畑寺福祉センター 内	(4月～9月) 9:00～18:00 (10月～3月) 9:00～17:30	月曜日(＊) 年末年始	905-9614 905-9172	
畑寺子ども 文庫	畑 寺 4 丁 目 栄光教会内	土曜日； 14:00～16:00		976-2002	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
たんぽぽ文庫	道後祝谷5丁目 7-15 道後祝谷 分館	水曜日：14:00～16:00		922-3984	
湯の山おはなし 文 庫	湯の山8丁目17 湯の山コミュニティホ ル内	土曜日：14:00～16:00 水曜日：15:30～17:00		977-3781	

(★)：月曜日（祝日を除く）、月末日（月土日祝の場合は最終平日）、年末年始、特別整理休館日等

(*): 月曜日が祝日の場合は翌日

【 北部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
北条図書館	河野別府941	9:30～18:00	★	993-2281 993-0460	
中島図書館	中島町大浦2962	9:00～18:00 土・日・祝日は17時 まで	月 曜 日 (*）、年末年 始、特別整理 休館日等	997-1181 997-0329	
堀江公民館	堀江町甲1400-1	毎週木曜日：10:00～12:00 第1・3土曜日：14:00～16:00		979-3596	
日浦公民館	河中町甲346	月～金曜日：8:30～17:00 土曜日：8:30～12:00		977-5807	
五明公民館	菅沢町甲247-1	月～金曜日：8:30～17:00 土曜日：8:30～12:00		977-6152	
五明幼稚園	菅沢町乙45-4	園にお問い合わせ下 さい	土・日曜日 祝日・年末 年始等	977-1630	
福角保育園地 域子育て支援 センター	福角町甲1258-2	日曜・祝日・年末年始等		979-4018	
粟井保育園地 域子育て支援 センター	鹿峰63-2	日曜・祝日・年末年始等		994-0212	

(★)：月曜日（祝日を除く）、月末日（月土日祝の場合は最終平日）、年末年始、特別整理休館日等

(*): 月曜日が祝日の場合は翌日

【 南部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
久米公民館	鷹子町823	月・火・木・土曜日;10:00~12:00 水曜日; 13:00~16:00 金曜日; 14:00~17:30		976-8438	
小野公民館	北梅本町759	土曜日; 10:00~12:30		975-8511	
石井公民館	居相 1 丁目8-26	土曜日; 13:30~15:30		957-4120	
浮穴公民館	森松町469-6	第2・4土曜日; 13:30~15:00 第3火曜日; 19:30~21:00		957-1843	
荏原公民館	東方町甲955	土曜日; 9:30~12:00		963-0993	
坂本公民館	久谷町70	第1・3金曜日; 16:00~17:00 第2・4土曜日; 12月~2月 10:00~11:00 それ以外 19:00~20:00		963-0994	
久米児童館	鷹子町4-4 久米複合施設内	(4月~9月) 9:00~18:00 (10月~3月) 9:00~17:30	月曜日(*) 年末年始	970-0907 970-7778	
南部 児童センター	古川北3丁目8-20 はなみずきセンター 内	9:00~21:00	月曜日(*) 年末年始	969-1005 969-1006	
石井幼稚園	西石井6丁目4-29	園にお問い合わせ下さい	土・日曜日 祝日・年末 年始等	956-0089	
荏原幼稚園	東方町甲1493-3	園にお問い合わせ下さい	土・日曜日 祝日・年末 年始等	963-1103	
坂本幼稚園	久谷町24			963-1154	
未来保育園地 域子育て支援 センター	来住町730-4	月~金曜日; 9:30~15:30		970-1571	
久米保育園地 域子育て支援 センター	鷹子町4-4	月~金曜日; 9:30~12:00 14:00~16:30		970-0311	
石井保育園地 域子育て支援 センター	西石井6丁目4-34	月~金曜日; 10:00~16:00		957-5311	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
松山認定こども園星岡地域子育て支援センター	星岡2丁目22-7	月～金曜日； 9:00～15:30		969-1234	
平井保育園地域子育て支援センター	平井町甲118	月～金曜日； 9:00～15:00		975-0126	
なかよし文庫	溝辺町	木曜日； 14:00～17:00		977-3160	
おしゃべり文庫	東石井4丁目	土曜日； 14:00～18:00		956-5537	

(★)：月曜日（祝日を除く）、月末日（月土日祝の場合は最終平日）、年末年始、特別整理休館日等
 (*)：月曜日が祝祭日の場合は翌日

【 そのほか 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
移動図書館	湊町7丁目5 総合コミュニティセンター内	ホームページ、チラシ等をご覧下さい		943-8008 933-9968	

- * 臨時休館等があるため、お出かけの際はご確認ください。
- * 公民館については、図書室を有する施設のみ掲載しています。
- * 児童館・児童センターは、0才～18才の子どもを対象とする施設です。
- * 保育園には、親子（主に未就園児・保育園児とその親）を対象とする施設と、保育のみを行う施設の2種類があります。
- * 幼稚園・保育園の開放についての問い合わせ
 幼稚園・地域子育て支援センター・（保育園・認定こども園の一部に設置）では、未就園児を対象とするおはなし会等を実施しています。ホームページ等でも紹介しています。
 詳しくは、各園にお問い合わせください。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

平成十七年七月二十九日法律第九十一号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議」設置要領

(目的)

第1条 「まつやま子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づく、松山市における子どもの読書活動の推進に関する事業を推進するため、「まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(役割)

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため次の協議をおこなう。

1. 情報交換を通して、協力・連携を図ること。
2. 事業推進上の課題に対して意見交換し、事業の効率化を図ること。
3. その他必要な事項

(構成及び運営)

第3条 ネットワーク会議のチーフ(以下「チーフ」という。)は、教育委員会事務局次長とし、構成メンバーは関係課と協議し会議を編成する。

(事務局)

第4条 ネットワーク会議の事務局は中央図書館事務所におく。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

付 則

この要領は平成18年4月25日から実施する。

(平成27年4月14日一部改正)

第3次 まつやま子ども読書活動推進計画
(平成28～32年度)
～広げよう 読書の力 育もう 豊かな感性～

発行年月 : 平成28年3月
編集 : まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議
発行 : 松山市教育委員会 中央図書館事務所

